

(公益) 長野県体育協会の免税寄附金取扱いについて

本連盟が加盟している(公益)長野県体育協会は、平成24年3月22日に行政庁から「公益財団法人」として認定を受けた特定公益増進法人です。特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、一定の免税による(特例寄附金)取扱いが可能となりました。

以後、本連盟が実施する寄附金募集事業のうち、免税を必要とする寄附金につきましては、長野県体育協会の承認のもとに寄附金を受領し、本連盟仮領収書を発行し、受領した寄附金を長野県体育協会への寄附金として、免税領収書と差し替えて頂くよう手続きを致しております。

今回お願いいたしました寄附金は、長野県体育協会に納入した後、本連盟への事業引当交付金として、直ちに交付され、本連盟事業に充当することとなっております。

【募金手続きの流れ】



